

奈良県告示第四百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり注射を受けることを命ずる。

令和八年三月十七日

奈良県知事 山下 真

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに注射の方法

病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法
炭疽 ^そ	発生予防	発生予防上適当と認め た牛	炭疽 ^そ ワクチンを皮下注射する。
アカバネ病	発生予防	発生予防上適当と認め た牛	牛異常産三種混合ワクチン又は牛異常産四種混合ワクチンを筋肉内注射する。
牛伝染性鼻 気管炎	発生予防	発生予防上適当と認め た牛	牛呼吸器病五種混合ワクチン又は牛呼吸器病六種混合ワクチンを筋肉内注射する。
流行性脳炎	発生予防	発生予防上適当と認め た豚	豚の日本脳炎ワクチン又は日本脳炎・豚パルボ混合ワクチンを皮下注射する。

（次頁に続く。）

豚熱	豚丹毒
発生予防	発生予防
実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）	発生予防上適当と認められた豚
豚熱ワクチンを皮下又は筋肉内注射する。	豚丹毒ワクチンを皮下注射する。

二 実施する区域及び実施の期日

病名	実施する区域	実施の期日
炭疽 ^そ	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
アカバネ病	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
牛伝染性鼻気管炎	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
流行性脳炎	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

（次頁に続く。）

豚熱	豚丹毒
県の全域	県の全域
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。